特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
18	子どもの医療費助成に関する事務	基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

南相馬市は、子どもの医療費助成に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

福島県南相馬市長

公表日

令和6年7月19日

I 関連情報	
1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務
①事務の名称	子どもの医療費助成に関する事務
②事務の概要	南相馬市は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定及び南相馬市子ども医療費の助成に関する規則(平成21年南相馬市規則第14号)に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・受給資格の登録及び喪失・受給資格証の交付・住所、氏名、健康保険、金融機関の変更・医療費助成金の支給及び返還 番号法の別表に基づいて、南相馬市は、子どもの医療費助成に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。
③システムの名称	1. こども医療システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル	名
子どもの医療費助成ファイル	
3. 個人番号の利用	
	1. 番号法第9条第2項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

8号)第4条及び別表第2 19の項

①実施の有無	<選択肢> [実施する] 1)実施する 2)実施しない 3)未定
②法令上の根拠	(1)情報照会の根拠 ・番号法第19条第9号(特定個人情報の提供の制限) ・条例第4条別表第2の表 19の項 ・南相馬市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する規則(令和2年南相馬市規則第13号) 第3条別表第2 19の項 (2)情報提供の根拠 なし(後期高齢者医療に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない)

2. 南相馬市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年南相馬市条例第2

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	こども未来部こども家庭課
②所属長の役職名	こども家庭課長

6. 他の評価実施機関

法令上の根拠

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	郵便番号975-8686 南相馬市役所総務部総務課法務文書係 住所:福島県南相馬市原町区本町二丁目27番地 電話:0244-24-5222 ファックス0244-24-5214 E-mail:somu@city.minamisoma.lg.jp
-----	---

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

郵便番号975-8686

南相馬市役所復興企画部デジタル推進課

住所:福島県南相馬市原町区本町二丁目27番地 電話:0244-24-5213 ファックス0244-24-5214

E-mail: digital@city.minamisoma.lg.jp

Ⅱ しきい値判断項目

連絡先

1. 対象人数								
評価対象の事務の対象人数は何人か			1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上			
いつ時点の計数か			16年3月11日 時点					
2. 取扱者	2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]		<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満		
	いつ時点の計数か	令和	令和6年3月11日 時点					
3. 重大事	3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個 人情報に関する重大事故が発生したか			発生なし]		<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし		

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評	価書の種類					
[基礎	項目評価	i書]			<選択肢> 1) 基礎項目割 2) 基礎項目割 3) 基礎項目割	価書及び	董点項目評価書 全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実 記載されている。	施機関に	こついては、それぞれ	重点項目	評価書又は全	を項目評価書にお	らいて、リス	スク対策の詳細が
2. 特定個人情報の入手(情報提	供ネットワークシス	テムをご	置じた入手を	除く。)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1)特に力を入 2)十分である 3)課題が残さ		
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務 に必要のない情報との紐付 けが行われるリスクへの対策 は十分か	[十分である]		<選択肢> 1)特に力を入 2)十分である 3)課題が残さ		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1)特に力を入 2)十分である 3)課題が残さ		
4. 特定個人情報ファイル	の取扱し	ハの委託				[]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入 2) 十分である 3) 課題が残さ		
5. 特定個人情報の提供・移	転(委託	や情報提供ネットワー	ークシス	テムを通じた扱	是供を除く。)	[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1)特に力を入 2)十分である 3)課題が残さ		
6. 情報提供ネットワークシ	ノステム	との接続		[]接	続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入 2) 十分である 3) 課題が残さ		
不正な提供が行われるリス クへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入 2) 十分である 3) 課題が残さ		
7. 特定個人情報の保管・	消去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入 2) 十分である 3) 課題が残さ		
8. 監査							
実施の有無	[0]	自己点検	[]内部監査	[]	外部監	
9. 従業者に対する教育・	啓発						
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]		<選択肢> 1) 特に力を入 2) 十分に行っ 3) 十分に行っ	ている	ている

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年7月19日	1. 特定個人情報ファイルを 取り扱う事務 ②事務の概要	南相馬市は、行政手続における特定の個人を 識別するための番号の利用等に関する法律 (以下「番号法」という。)の規定及び南相馬市 子ども医療費の助成に関する規則に従い、特 定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・受給資格の登録及び喪失 ・受給資格証の交付 ・住所、氏名、健康保険、金融機関の変更 ・医療費助成金の支給及び返還 番号法の別表に基づいて、南相馬市は、子ど もの医療費助成に関する事務において、情報 提供ネットワークシステムに接続し、各情報保 有機関が保有する特定個人情報について情報 連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」 として中間サーバーへ登録する。	南相馬市は、行政手続における特定の個人を 識別するための番号の利用等に関する法律 (平成25年法律第27号。以下「番号法」とい う。)の規定及び南相馬市子ども医療費の助成 に関する規則(平成21年南相馬市規則第14号)に従い、特定個人情報を以下の事務で取り 扱う。 ・受給資格の登録及び喪失 ・受給資格証の交付 ・住所、氏名、健康保険、金融機関の変更 ・医療費助成金の支給及び返還 番号法の別表に基づいて、南相馬市は、子ど もの医療費助成に関する事務において、情報 提供ネットワークシステムに接続し、各情報保 有機関が保有する特定個人情報について情報 連携を行う。	事後	法改正に伴う根拠法令、条項の整理
令和6年7月19日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項に基づく南相馬市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	1. 番号法第9条第2項 2. 南相馬市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年南相馬市条例第28号)第4条及び別表第2 19の項	事後	法改正に伴う根拠法令、条項の整理
令和6年7月19日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第15号及び南相馬市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	(1)情報照会の根拠 ・番号法第19条第9号(特定個人情報の提供の制限) ・条例第4条別表第2の表 19の項 ・南相馬市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する規則(令和2年南相馬市規則第13号)第3条別表第2 19の項 (2)情報提供の根拠なし(後期高齢者医療に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない)	事後	法改正に伴う根拠法令、条項の整理